

草津市青少年問題協議会について

【目 的】

地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号 第1条）により、草津市青少年問題協議会設置条例（昭和36年1月14日 条例第2号）が制定され、それに基づいて草津市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）は設置されています。協議会の目的は次の通りです。

協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1）青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- （2）青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

【組 織】

協議会は、委員20人以内で組織され、会長・副会長は、委員の互選により選任されます。委員は、関係行政機関の職員、学識経験を有する者、公募による市民、青少年の健全育成に関わる者のうちから、市長が委嘱、任命します。（任期は2年）

草津市青少年問題協議会組織

会 長：委員の互選により選任

副 会 長：委員の互選により選任

委 員：青少年の健全育成に関わる者、関係行政機関の職員、学識経験を有する者、公募により選考された市民を含め、委員20人以内で構成

専門委員：関係行政機関の職員および学識経験者のうちから市長が任命または委嘱
専門事項を調査する必要があるときに配置

幹 事：委員および専門委員を助け、所掌事務を処理
草津警察署生活安全課長を含めて現在10人

書 記：子ども家庭課

【開催状況】

令和2年度草津市青少年問題協議会

日 時：令和3年1月29日（金）10：00 ～ 12：00

場 所：草津市役所8階大会議室

議 題：「草津市の青少年問題の現状と今後の取組について」

報 告：草津警察署から「草津署管内の青少年の状況について」

話題提供「伝える力」～笠縫幼稚園で大切にしていること～

草津市立笠縫幼稚園より

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回開催とした。